

# 石川県薬物の濫用の防止に関する条例案の骨子

## 1 条例制定の背景

- (1) 危険ドラッグは、幻覚作用などの健康被害の発生や重大な事故を引き起こす原因となるなど、重大な社会問題となっている。
- (2) 本県においても危険ドラッグを、吸引等により体内に摂取したことによる健康被害が確認されるとともに、本年7月に危険ドラッグの製造工場が摘発されたところである。
- (3) 薬事法に基づく指定薬物として規制されるまでに3カ月程度の期間を要するとともに、規制後も新たな薬物が流通する現状がある。

## 2 条例制定の目的

幻覚やけいれんなどの健康被害の発生や重大な事故を引き起こす原因となるなどの問題がある危険ドラッグの使用等を防止するため、薬事法の薬物の規制を超える規制を行い、県民の健康や安全を守ることを目的とする。

## 3 危険ドラッグに対する規制

### (1) 知事監視製品の指定

「お香」や「ハーブ」などという名目で販売されているが、インターネットで標榜されている商品情報や医療機関からの健康被害の情報、他の自治体の危険ドラッグに関する情報などから、健康被害の蓋然性が認められる製品を「石川県薬物審査会」の意見を聴いて知事監視製品に指定する。

〈規制内容〉

供給者側	販売業の届出書の提出	違反者に過料
	購入者に対する体内摂取禁止の説明及び説明書の交付	
	購入者から体内摂取しない旨の誓約書の徴収	
	製品の仕入れ記録の作成	
	誓約書及び仕入れ記録の保存	
使用者側	体内摂取しない旨の誓約書の提出 ・ 県内届出販売者から購入した場合は、販売店に提出 ・ 県外店舗、インターネット等からの購入は、知事に提出	違反者に過料
	誓約内容の遵守	

〈指定の失効〉

知事監視製品の成分が法律や条例の規制物質に該当するに至ったときは、その効力を失う。

## (2) 知事指定薬物の指定

県内において濫用され、又は濫用されるおそれがあり、吸引等により体内摂取した場合、健康被害を及ぼすと認められる物を「石川県薬物審査会」の意見を聴いて知事指定薬物に指定する。

### 〈規制内容〉

供給者側	製造、栽培の禁止	製造、販売等の中止命令、 廃棄等の命令→罰則
	販売、授与、販売や授与目的での所持の禁止	
	販売や授与目的の広告の禁止	
使用者側	所持、購入、譲り受け、使用の禁止	

### 〈指定の失効〉

知事指定薬物が法律の規制物質に該当するに至ったときは、その効力を失う。

## 4 立入調査

知事は、職員に知事指定薬物若しくは知事監視製品又はこれらに該当する疑いのある物を取り扱う店舗その他必要な場所への立入検査又は関係者への質問をさせることができる。

罰則：立入調査を拒み、妨げ、又は虚偽の答弁などを行った者に罰則を設ける。

## 5 「石川県薬物審査会」の設置

- (1) 審査会は、知事指定薬物や知事監視製品の指定等について調査審議し、知事に意見を言う。
- (2) 審査会は、5人以内の委員で組織し、委員は、薬物に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
- (3) 委員の任期は2年とする。
- (4) 委員には守秘義務を課す。
- (5) 審査会の調査手続は非公開とする。